

(目的)

第1条 この要綱は、本市が発注した建設工事を優秀な成績で完成した受注者を表彰することにより、建設工事に対する意欲の高揚及び施工技術の向上を図るとともに、工事の品質の向上及び適正な施工を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事で、本市が発注した工事をいう。
- (2) 工事成績評定点 別に定める工事成績採点の考査項目別運用表の評定合計点をいう。
- (3) 工事主管課長 当該工事を担当する課所の所属長をいう。

(表彰の対象)

第3条 この要綱に基づく表彰は、市内に主たる営業所がある受注者（建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されたものに限る。）であって、工事を優秀な成績で完成し、他の模範となる施工を行ったものに対して行うものとする。

(表彰の基準)

第4条 表彰の基準は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる要件のすべてを満たす受注者
 - ア 表彰年度の前年度（以下「表彰対象年度」という。）において完成した請負金額500万円以上の工事で、その工事成績評定点が81点以上であること。
 - イ 表彰対象年度及びその前年度において、別に定める評定対象工事を2件以上受注し、かつ、各年度における当該受注者の工事成績評定点の平均が当該年度における全ての評定対象工事の工事成績評定点の総平均以上であること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、表彰対象年度において、受注した工事の工事成績評定点が優良であり、かつ、他の模範となると特に市長が認める受注者

(欠格事項)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する受注者は、表彰しない。

- (1) 表彰対象年度の前年度から表彰を行う日までの間に、建設業法の規定に基づく監督処分又は日高市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成7年告示第126号）第3条の規定

による指名停止等の措置若しくは同要綱第11条の規定による警告の措置を受けている、又は受けることが明らかである者

(2) 表彰対象年度の前年度から表彰を行う日までの間に、市税を完納していない者

(3) 前2号に掲げるもののほか、表彰することが適当でないと認められる者

(推薦)

第6条 工事主管課長は、日高市優秀建設工事受注者推薦調書(様式第1号)により、管財課長を経由して、建設工事等資格・指名委員会(以下「委員会」という。)に表彰の対象となる受注者を推薦するものとする。

(審査)

第7条 委員会は、表彰の適否を審査し、その結果を日高市優秀建設工事受注者表彰審査結果報告書(様式第2号)により市長に報告するものとする。

(被表彰者の決定)

第8条 市長は、委員会において審査した結果に基づき、被表彰者を決定する。

(表彰の方法)

第9条 表彰は、毎年度1回、表彰状を授与して行うものとする。

(表彰の公表)

第10条 市長は、被表彰者及び対象となった工事の概要について公表する。

(庶務)

第11条 この要綱に関する庶務は、総合政策部管財課において処理する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日告示第73号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月30日告示第86号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月22日告示第208号)

この告示は、令和3年9月22日から施行する。